

鳥取

41.8.3-

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規 則 鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則
- ◇告 示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出結核予防法による指定医療機関の辞退結核予防法による医療機関の指定漁港関係事業補助金交付要綱の廃止手続第二種漁業(えびけた網漁業)の許可の申請期間土地の立入りの通知
- ◇公安告示 道路交通法による騒音の実施
- ◇正 誤 昭和四十一年六月鳥取県告示第三百一号中訂正

規 則

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則

鳥取県消防表彰規程(昭和二十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次

告 示

のように改正する。

第三条第三項中「三十年」を「二十五年」に改める。

第六条第一項中「市にあつては直接、町村にあつては所轄の地方事務所長を経由して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第四百六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険業薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日

鳥国医 二二〇八 石村 唯彦 昭和四十一年七月八日

鳥取県告示第四百七号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
名 称 所 在 地 診療科名 廃止年月日
気高町国民健康保険 気高郡気高町大字宝木八 内科、小 昭和四十一年
宝木診療所 二七番地五 児科 六月三十日

鳥取県告示第四百八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和四十一年七月九日 遠藤 医院 日野郡江府町江尾一九八六

鳥取県告示第四百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開設者
昭和四十一年 太田原医院 気高郡気高町大字宝木八二 太田原美子
七月一日 七番地五

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

天神川改修工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市大原及び円谷地内

東伯郡三朝町大字大瀬、山田、横手、本泉、森、今泉、湯谷、牧、赤松及び若宮地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年 八月 二日から

昭和四十一年十二月三十一日まで

鳥取県告示第四百十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立ち入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道一八一号線改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町大字根雨、高尾、金持及び坂井原地内

鳥取県告示第四百十号

鳥取県補助金等交付規則に基く漁港関係事業補助金交付要綱(昭和三十四年十月鳥取県告示第五百五十三号)は、廃止する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第一項に規定する小型機船及び網漁業のうち手繰り二種漁業(えびけた網漁業)の許可の申請期間を次のとおり定めたので、鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

許可に、係る海域	申請期間
最大高潮時における西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合	昭和四十一年八月九日から 昭和四十一年八月十五日まで

鳥取県告示第四百十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立ち入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年八月 二日から

昭和四十三年三月三十一日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
昭和四十一年八月二日

鳥取県公安委員長 沢 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年八月十二日 午前九時三十分から

米子市米子 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 東伯郡北条町大字弓原六一七 浜 本 郁
- 東伯郡北条町大字園坂二六九 山 本 英 義
- 東伯郡東伯町大字倉坂一一六 松 本 実 突
- 東伯郡東伯町大字浦安一五一 李 碩 誠
- 西伯郡中山町大字下市八四八の七 角 隅 一
- 西伯郡中山町大字下市四一 新 開 利 之
- 米子市角盤町三丁目一〇五 佐 藤 吉 正
- 米子市尾高町一一四 小 林 昌 三
- 米子市立町三丁目五〇 田 中 康 晴
- 米子市立町三丁目五〇 田 中 康 晴

11	米子市立町三丁目八四	赤井幸正
12	米子市灘町一丁目三七	吉木一堅
13	米子市上福原一〇八九	松田康一
14	米子市大谷町一三	永田康雄
15	米子市上福原四二二	八幡成博
16	米子市大谷町無番地	松本達彦
17	米子市両三柳一七〇〇の二	藤原恭彦
18	米子市博労町一丁目五	瀬戸家栄
19	西伯郡淀江町中四二八	吉田芳夫
20	西伯郡淀江町西原四六〇	富田正一
21	西伯郡大山町赤松一一九七	椎木勝好
22	西伯郡伯仙町大字石洲府四四四	中本徹夫
23	西伯郡名和町大字豊成一一五六	近藤宗一
24	西伯郡名和町大字押平 松本貞次郎方	入江茂夫
25	西伯郡名和町大字渡道一二九九	梶村健作
26	境港市栄町一七六九	川崎守康
27	境港市松ヶ枝町九	杉山功久
28	日野郡溝口町古布四五五の一	安藤昭
29	西伯郡大山町豊房一六五八	小原昇
30	日野郡溝口町畑池三三八	河村勝
31	米子市祇園町二丁目二〇八の一	石畑熊雄
32	米子市両三柳三区二七一五	横山利暢

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷局

(定価一冊二百円) (三冊五百円) (送料を含む)

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日は、休日に当たるときは、その翌日)

◇告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

告 示

鳥取県告示第四百十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ヒロプラズマ病検査、ひな白痢検査、豚丹毒予防注射、ニューカッスル病予防注射、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射、及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十一年八月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢、豚丹毒、ニューカッスル病及びヒロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 結核病検査及びブルセラ病検査

正 誤

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百一号（指定施業要件指定予定の保安林について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁段 行 誤 正

五下 土 (3) 間伐は、次のとおりと (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

十上 八 日野郡日南町（国有林） 日野郡日野町（国有林）
ノノ 主伐は、択伐による。 (1) 主伐は、禁止する。

(2) 主伐として伐採をする (2) 間伐は、次のとおりとすることが出来る立木は、日野郡日野町（国有林）標準伐期令以上のものとす。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ヒロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 豚丹毒予防注射
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

4 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日、別表のとおり

五 検査、注射、駆除及び投薬の方法

1 結核病検査、ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査、ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 肝てつ検査、皮内反応及び虫卵検査

4 ひな白痢検査、ひな白痢急速凝集反応

5 ニューカッスル病予防注射、ニューカッスル病予防液皮下注射

6 豚丹毒予防注射、豚丹毒予防液皮下注射

7 ヒロプラズマ病検査、血液塗抹検査

8 肝てつ駆除のための投薬、ピチオノール製剤投与

9 だに駆除、BHC散布

別表